

ご契約にあたって

[重要事項説明書]

(基本料金0円 使い得
ファミリー・個人プラン)
ン)

電気事業法第2条の13の規定に基づき、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容にご同意のうえお申込みくださいますようお願いいたします。

なお、本書に記載のない事項については、株式会社リミックスポイント（以下「当社」といいます。）が別に定める「リミックスでんき約款（低圧）」（以下「約款」といいます。）、「リミックスでんき料金定義書」（以下「料金定義書」といいます。）、「基本料金0円 使い得 ファミリー・個人プラン」（基本料金0円 使い得 ファミリー・個人プランの適用条件等を定めた規定のことを指し、以下「本プラン適用規約」といいます。）、（以下、あわせて「約款等」といいます。）、ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

約款等は、当社 Web サイト（<https://www.remixpoint.co.jp/>）でご確認いただけます。

また、託送約款等は、当該一般送配電事業者のホームページでご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称および登録番号

名 称：株式会社リミックスポイント（Remixpoint, inc.）

本店住所：東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 住友不動産六本木グランドタワー36 階

登録番号：A0090

2. ご使用開始のお申込み方法

次の事項を明らかにして、所定の当社 Web サイトからお申込みいただきます。

基本料金0円 使い得 ファミリー・個人プラン（以下「本プラン」といいます）の選択、契約種別、供給電気方式、需給地点、 需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約電力、契約容量、契約主開閉器、負荷設備、発電設備、用途、使用開始希望日、料金の支払方法

※本プランが適用されている間は、他のプランの重複適用は受けられません。なお、プランの変更は、「21. 本プランの適用条件等 （1）適用対象」に記載のとおりとなります。

3. 供給の開始

当社は、お客さまのお申込みを承諾した場合には、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

ただし、当該一般送配電事業者の所定の手続きの進行状況等によって、あらかじめ定めた需給開始日までに電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めます。

また、当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で、当社以外の者との需給契約の廃止手続きが完了していないときには、需給開始日をあらためて協議いたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧および周波数は、お客さまのお申込みいただいた内容により適用される約款および料金定義書の定めによります。

5. 契約電力および契約容量の決定方法

契約電力または契約容量は、お客さまがお申込みいただいた内容により適用を受ける約款および料金定義書の定めに基づきます。

6. 電気料金の算定方法

ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

電気料金は、お客さまのお申込み内容に応じた契約種別ごとに料金定義書に定める基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものになります。電力量料金は、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。なお、燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、エリアごとの各地域電力会社のホームページ等でご案内しております。

電気料金の算定期間は、前月の計量日等から当月の計量日等の前日までの期間とします。ただし、需給契約の開始または廃止により、使用期間が1月に満たない場合、日割計算をいたします。

(1) 基本料金

契約種別と契約電力または契約容量によって1月単位に決められた料金です。なお、契約種別によっては、基本料金の代わりに、「最低料金」が適用になる場合があります。

(2) 電力量料金

契約種別ごとの単価に使用電力量を乗じて算定します。なお、「燃料費調整額※」を加算または差し引いて算定します。

※原油・LNG・石炭の価格変動を料金に反映させるため、燃料価格の変動に応じて一定の基準により電気料金を自動的に調整するしくみを「燃料費調整制度」といい、本制度に基づき、燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算定します。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定める「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に使用電力量を乗じて算定いたします。

(4) 延滞利息

お客さまが債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日とします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

7. 使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間の使用電力量は、原則として 30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値とします。

なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、約款等の定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

8. 工事費等の負担

当社は、当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費等の請求を受けた場合は、当社は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。この場合、原則として当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

9. 電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等に伴い電気料金等の支払期日の延伸もしくは減免措置を講じる場合、その旨を当社ホームページ等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

お客さまの選択により割引プランの適用を受ける需給契約については、料金定義書に定める電気料金から割引プランによる電気料金の割引を受けることができます。なお、1 需給契約につき、仮想通貨プランと重複して割引プランの適用を受けることはできません。

10. 電気料金等の支払方法

電気料金については毎月、工事費等についてはその都度、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。

なお、電気料金については、口座振替払い、クレジットカード払いの中から、お客さまが指定された方法によりお支払いいただきます。ただし、特別の事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただくことがあります。

請求書、利用明細書について書面の発行を希望される場合には、有料（1 通につき 200 円（税別））で発行いたします。

11. 契約期間

需給開始日から 1 年目の日までとします。

需給契約の契約期間の満了に先立ちお客さまと当社の双方が契約内容の変更もしくは解約の申し入れを行わない場合には、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

12. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- ・供給設備等の設計、施工、改修または検査
- ・お客さまの電気工作物の検査等
- ・計量器の検針または計量値の確認
- ・需給契約の廃止または解約等により必要な処置

13. 保安に対するお客さまの協力

次の場合、お客さまは、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者へ通知していただきます。

- ・引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合。
- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合。

14. 需給契約の変更・廃止

お客さまが需給契約の内容の変更を希望される場合は、2（ご使用開始のお申込み方法）に準じてお申込みいただきます。

また、需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社へ通知していただきます。

15. 解約等

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ 約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合

ニ その他、需給契約に違反した場合

- (2) お客さまが需給契約の廃止の通知をされないで需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものとします。

- (3) 当社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電気事業者等から電気の供給を受けられない場合には、当該一般送配電事業者による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者に対して最終保証供給・特定小売供給を申込み必要があります。

16. 需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、原則として、約款等の定めに基づき料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

17. 違約金

- (1) お客さまが契約された用途以外の用途に電気を使用されたことまたは電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。「免れた金額」とは、約款等に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用された期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間とします。

- (2) 約款第 7 条（需給契約の成立および契約期間）で定める最低利用期間が経過する前に需給契約が消

減した場合には、当社が定める期日までに解約違約金として金 1 万円（税抜）をお支払いいただくことがあります。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税等相当額を加算した額とします。なお、当社が解約により蒙った損害の額が解約違約金の額を超える場合には、当社は、損害実額を請求することがあります。

当社は、お客さまの転居に伴い需給契約が消滅する場合、クーリング・オフの適用が認められる場合（訪問販売または電話勧誘販売で需給契約をした場合で申込みから 8 日間の間）その他やむを得ない理由がある場合には、解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。なお、インターネットを介してお客様からの申し込みとなる場合には、クーリング・オフの適用はありません。

18. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

19. 信用情報の共有

お客さまが、約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

20. その他

当社は、約款等を変更する場合があります。この場合、当社 Web サイト等を通じてご案内いたします。

21. プランの変更

- ・本プランの適用対象のお客さまが他のプランに変更する場合には、当社所定の様式によりお申込みをお願いします。
- ・他のプランの適用には、当該プランの適用に係る規約に基づく条件があります。当該条件を充足しない場合には、他のへの変更は対応いたしかねます。ご了承ください。
- ・本プランと他のプランは、同時に適用されることはありません。また、お申込みの時期（プランの変更申込を含みます。）によっては、いずれのプランも適用されない期間があります。ご了承ください。

22. お問い合わせ先

電 話 ： 03-6303-0328

F A X ： 03-6303-0293

月曜 ～ 金曜（祝日・年末年始を除く） 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

以 上